

住民税非課税世帯の皆さまへ

令和6年度 物価高騰対応重点支援給付金のご案内

給付金を受給するためには、申請手続きが必要です

1 8歳以下の子どもを扶養されている世帯は1に加えて2の加算分も対象です

1 物価高騰対応重点支援給付金

(1) 対象世帯

基準日（令和6年12月13日）に西尾市に**住民登録**があり、令和6年度**住民税が非課税**の世帯

- ① 世帯の中に住民税未申告の方がなく、対象要件に該当すると思われる世帯は → **支給要件確認書**が同封されています。
- ② 世帯の中に住民税未申告の方がいて、申告内容により対象要件に該当する可能性がある世帯は → **申請書**が同封されています。

※住民税非課税世帯の全員が住民税均等割が課税されている親族等から扶養されている場合は**対象外**になります（給付金は支給されません）。

(2) 支給額

1世帯あたり **3万円** ※この給付金は法律により差押禁止及び非課税になります。

2 物価高騰対応重点支援給付金 **こども加算分**

(1) 対象者

上記の1（1）の対象世帯のうち、下記の（2）の要件に該当する18歳以下の子どもを扶養する方

- ① 同一世帯に18歳以下の子どもがいる場合は、支給要件確認書に氏名を記載していますので、誤りがないか確認してください。
- ② 支給要件確認書に氏名の記載がない子どもが令和7年5月31日までに生まれた場合は、別に申請が必要になります。

(2) 対象となるこどもの要件

- ① 基準日（令和6年12月13日）に上記対象者と同一世帯の18歳以下（平成18年4月2日生まれ以降）の子ども及び令和6年12月14日から令和7年5月31日までに生まれた子ども（別に申請が必要）

- ② 対象者とは別世帯でも扶養している18歳以下のこども
例) 扶養しているこどもが単身で寮に入っている場合など

※施設に入所されているこどもは**対象外**になります

対象世帯から施設への住民票の異動有無に関わらず、児童養護施設などの施設に入所している場合は対象外になります（給付金は支給されません）。

(3) 支給額

こども1人あたり **2万円** ※この給付金は法律により差押禁止及び非課税になります。

申請方法

【支給要件確認書の場合】

支給要件確認書を同封の返信用封筒で郵送するか、市役所の受付窓口へ持参する

【申請書の場合】

市民税の申告をしたうえで、申請書と添付資料を同封の返信用封筒で郵送するか、市役所の受付窓口へ持参する

※支給要件確認書、申請書を提出した後、令和7年5月31日までにこどもが生まれた場合、こども加算分の申請が別途必要ですのでコールセンターまでお問い合わせください。

※添付資料が必要な場合は、添付忘れにご注意ください。

◆書類の提出窓口

西尾市役所（1階）福祉課前ロビーの特設会場

◆申請期限（1と2の給付金ともに共通です）

令和7年 **6月13日（金）**

※申請期限を過ぎたものは受付できませんので、ご注意ください。



給付金のことでは分からないことがあれば

西尾市給付金専用コールセンターにおたずねください

TEL 0563-65-2470

受付時間は平日（土・日・祝日除く）の**8:30～17:15**です